

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十六号

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（普通課程の訓練基準） 第三条（略） 一・二（略） 三 訓練の実施方法 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校又は同項ただし書に規定する当該職業能力開発校以外の施設において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、通信制の訓練（通信の方法により教材等を配布し、添削指導等を行うものをいう。以下同じ。）にあつては、添削指導及び面接指導を行うものとし、通信制の訓練以外の訓練にあつては、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を適切に行うものとする。 四一九（略） （短期課程の訓練基準） 第四条（略） 一・二（略） 三 訓練の実施方法 法第十五条の七第一項第一号の職業能力開発校又は同項ただし書に規定する当該職業能力開発校以外の施設において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、通信制の訓練にあつては、添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うものとし、通信制の訓練以外の訓練にあつては、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を適切に行うものとする。 四一六（略） 2（略）	（普通課程の訓練基準） 第三条（略） 一・二（略） 三 訓練の実施方法 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校又は同項ただし書に規定する当該職業能力開発校以外の施設において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、添削及び面接による指導を適切に行うものとする。 四一九（略） （短期課程の訓練基準） 第四条（略） 一・二（略） 三 訓練の実施方法 法第十五条の七第一項第一号の職業能力開発校又は同項ただし書に規定する当該職業能力開発校以外の施設において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うものとする。 四一六（略） 2（略）

(専門短期課程の訓練基準)	
第六条 (略)	第六条 (略)
一・二 (略)	一・二 (略)
三 訓練の実施方法 法第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、通信制の訓練にあつては、添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うものとし、通信制の訓練以外の訓練にあつては、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を適切に行うものとする。	三 訓練の実施方法 法第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校において適切な方法により行うもののほか、通信の方法により行うことができる。ただし、通信の方法による場合は、添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うものとする。
四―六 (略)	四―六 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の規定は、令和二年五月二十九日（以下「基準日」という。）において開講している訓練科の訓練（基準日前に実施した訓練を含む。）から適用する。